

今後の土壌汚染対策の在り方についての主な意見と論点 その2

2 法制度と自主的な調査・対策の関係の在り方について

- (1) 法律の対象範囲について
- (2) 自主的な調査について

第1回及び第2回小委員会における主な意見

2 法制度と自主的な調査・対策の関係の在り方について

(1) 法律の対象範囲について

- 調査契機については、法の対象となっているものが全体の3%くらいしかなく、圧倒的に少ないため、対象範囲をどのように拡大していくかということが重要なポイント。
- 調査契機としては、土地の改変や土地の売買の時が考えられる。土地の改変時を調査契機とすることについては、汚染土が拡散する可能性があるということが理由になる。土地の売買時を調査契機とすることについては、土地の円滑な取引や土地を市場に出す者の何らかの責任が背景になると考えられる。
- 土壌汚染対策法の施行前に廃止された工場の敷地についても、何らかの対応がなされないと、抜けが大きいのではないか。
- 調査契機の拡大を規定している条例の施行状況について提示することが必要。
- 調査の結果を情報として管理する仕組みが必要。

(2) 自主的な調査について

- 大部分の企業は土壌汚染問題について、積極的に公開し、取り組んでいるから、一律な規制によって、そのような自主努力を阻害し、自主努力への意欲を損なうことのないよう、実態に応じた制度の構築を目指していただきたい。
- 自主的な対応が土対法を契機にして増えていると理解している。特定施設であるなしにかかわらず、事業者は、自分の土地がどの程度汚染されていて、外部に影響を与えているかどうかを考えて対応している。そのような自主的な対応を阻害するような規制の導入には反対したい。
- 自主的な調査に対して水を差さないような仕組みを考えていくべき。積極的に出してもらって、それが法の調査と見なせるような仕組みを作るべき。自主的に行われた調査や対策について多くの人が情報共有することにより、土壌汚染の実態の理解が進むものと期待される。

論点

(1) 法律の対象範囲について

① 法律の調査の対象について

- ・ 施行前に使用が廃止された有害物質使用特定施設の敷地についても、何らかの形で土壤汚染対策法が適用されるようにすべきではないか。
- ・ 法律第3条は、使用が廃止された有害物質使用特定施設の敷地を対象としているが、特定施設以外にも、有害物質を使用する施設を追加すべきではないか。追加するとすると、どのような施設があるか。

② 法律の調査の契機と調査内容について

- ・ 法律の調査の契機を見直すことは必要か。
- ・ 法律の調査の契機としてどのようなものが適切と考えられるか(例 土地改変、土地売買)。
- ・ 土壤汚染状況調査の必要性を判断するために、事前に履歴等調査を行わせるべきか。

③ その他

- ・ 法律第3条第1項ただし書に基づき調査が猶予されている土地において土地改変や土地売買等が行われる際には、都道府県知事に届け出ることとし、当該土地における調査の必要性を再度判断する機会を設け、必要に応じて土壤汚染調査が実施されるようにすべきではないか。

(2) 自主的な調査について

- 自主的な調査により汚染が判明した場合、どのように対応すべきか。
- 自主的な調査であっても、一定の要件の下に、法律に基づく調査と見なせる仕組みを設けるべきではないか。

(3) その他